

---

## 朝来市議会政治倫理審査会

令和5年10月13日（金曜日）

---

日 時 令和5年10月13日（金）午後1時30分開会  
場 所 第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項

(1) 令和5年7月20日付審査請求書に関する審査付託について

- 4 その他
- 5 閉会

---

### 出席委員（6名）

森 田 龍 司	横 尾 正 信
吉 田 俊 平	足 立 義 美
森 下 恒 夫	淵 本 稔

---

### 欠席委員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

---

### 午後1時30分開会

○委員長（森田 龍司君） それでは、定刻の時間が来ましたので、これから第5回朝来市議会政治倫理審査会を開会いたします。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程につきましては、本日1日開催限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会につきましては、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは協議に入る前に報告事項がございますので、事務局より報告をお願いいたします。

局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） すいません。失礼いたします。事務局から2点申し上げたいこと

がございます。

まず1点でございますが、審査付託書の補正についてでございます。

ただいまお送りいたしましたけれども、令和5年8月3日付、朝議第121号で、議長から、審査会の委員長宛てに審査付託書が出されております。その中で、下のほうの記の中の2番の審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容の下の括弧書きでございますけれども、朝来市議会議員倫理条例第3条第3項となつてございますが、この第3条に3項という条文がございませんで、これはこの3項というのは、第3条のうちの第1項第3号を書こうとして、ちょっと誤ってしまったものでございますので、この朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号に補正させていただきたいと存じます。

以上が1点でございます。

続けて申し上げますよろしいでしょうか、委員長。

○委員長（森田 龍司君） お願いします。

○議会事務局長（宮元 広司君） それと2点目でございます。資料をお送りいたします。

今、お送りしました文書ですけれども、昨日、学校給食センターの藤本参事から、発言の訂正の申出をいただいております。藤本参事におかれましては、令和5年8月23日開催の政治倫理審査委員会でご参考人として御発言いただいておりますけれども、その中の会議録のページ数が書いてありますけれども、その参事からいただいたところをそのまま読ませていただきます。

令和5年8月23日開催の朝来市議会政治倫理審査会での、私、学校給食センター参事藤本宏子の発言について、会議録を精査した結果、次のとおり一部を訂正いたします。

会議録24ページ10行目から12行目の学校給食センター条例施行規則13条で、業者の登録をもって納入を希望する業者は確実に納品できる物品を部門ごとに登録する、これをもって契約として認識しておりますと言われておりますところを学校給食センター条例施行規則13条で、業者の登録をもって納入を希望する業者は確実に納品できる物品を部門ごとに登録する、これをもって契約できるとして認識しておりますに訂正いたしますという内容でございます。

その下のところに理由というか、事由が書いてあるんですけれども、当日の会議録を読み返し、訂正前の発言では、登録をもって契約であると誤解を与えたのではないかと思ひ至り、訂正する次第です。

登録業者の中から発注業者を選定し、食材を発注する時点が契約の開始時点であることは事理明白であり、私の言葉足らずの発言により、委員各位に誤解を招きかねないと危惧いたしましたので訂正いたしますとともに、ここに謹んでおわび申し上げますというふうに昨日、委員長宛ての文書をいただいております。

事務局からは以上でございます。

○委員長（森田 龍司君） 事務局より、今、説明、報告がありました。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） よろしいですか。

吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） まず、付託事由の該当条項が違うということですか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） すみません、再度お送りいたしました審査付託書の下の記の中の2番の審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容の括弧書きで、条例名と第3条第3項と書いているのですが、第3項というのは条例の第3条の中に第3項というものはございませんで、これは第1項の第3号を示そうとして、ちょっと3項という文字をちょっと誤って書いてしまったということがございますので、該当の条項の中身自体は変わらないんですけども、表記の項と号が違うというのと、あと第1項という言葉が抜けておったということを訂正して、第3条第1項第3号に直ささせていただきたいという内容となっております。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 第3条第3項が、これはこのときにはないということでしょう。

要は、どこに該当するかの調査対象が3項というものはないわけでしょ、あるんですか。第3条第3項というものはあるんですか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 第3条第3項というのは、その条例の中に第2項までしかございませんので、第3項はもともとないものです。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） そうすると、第3項がなければ、請求の対象となる事由の該当事項がないということです。それは訂正するものではないんです。あなたがおっしゃった内容は同一ですというのはどういう趣旨ですか。これは、請求書では、3条の3項しか書いてないわけです。個別に書いてあることがないんで、これを第3条の第3項が存在しないとすれば、請求の対象となる事由の該当条項及び内容についてはないと、存在しなかったということですか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） そのときというか、現在もないんですけども、この条文には第3項という条文はありませんので、ないものを示したということにはなりますが、この事案の中で第3号にあります、市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、勧誘をしないことという第3号を示そうとして、誤って第3項とか書いてしまったということは、ちょっと事務局として認識いたしておりますので、そこを第1項の第3号というように正しく補正をさせていただきたいというふうに申し上げておるところでございます。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 条例の改正及び法令の法律の改正で、どのような制定過程があったか、どのような制定の思いがあったかというのは、条文をもって理解をしますので、それが存在をしてい

ないということで、議会事務局としては、こういう思いで第3条第3項を書きましたといっても、それは通用しないんじゃないですか。

ここにおいて書いてあるのは、朝来市議会議員倫理条例第3条第3項としか書いてないわけです。1号に該当するのか2号に該当するのか、3号に該当するのか分からない、もしくは4号に該当するのか書いてないということですね。それをそちらでこういう思いでやっていますとおっしゃっても、そこには法的な根拠なり、制度的な根拠というのはいないんじゃないんですか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） おっしゃるとおり、法的な根拠というのはいないということになりますが、ほかに該当するところはないということもありますので、ここで3号と書こうとして、3項と書いてしまったという間違いは、間違った者としてははっきりと認識しておりますので、そのことを正直に申し上げて、そのように直させていただきたいというふうをお願いしておるんですけども、それを法的に可能かどうかにつきましては、ちょっと事務局からは何とも申し上げられないです。もし直すことがかなわないということもあり得ると思いますけれども、この書類の作成を実際に扱いました事務局としましては、そういったことがあったということは認識として間違いがありませんので、申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） この朝来市議会議員倫理条例第3条第1号は、公務の執行に関し、不正の疑惑を持たれないことと、行わないことということにも該当し得るんですね。3号だけじゃないんです。それを限定列記されて、内容が3号と類推してほしいですと言われても、これは手続的な大きな瑕疵になります。

そして、それが法的な意味合いを有するのか、そういう訂正が許されるのか、回答できないということであれば、審査はできないと思います、それが1点。それをはっきり申し上げます。ですからこの今日の審査は、ここの部分を止めるしかないと思います。

それからもう一点が、この審査請求書は議長印を押して出てきているわけですよ。訂正したものが出てきてなくて、口頭で簡略的に訂正させてくださいというのは、手続的に問題があるんじゃないですか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） その訂正、間違っていましたということの報告をさせていただいて、もしお許しいただければ、そういう訂正、ちょっと手続的にはまだ確認できてないんですけども、補正後の文書を追って出させていただく運びとなると思いますが、ちょっと今書いたものでお示しすることはできてないところはお許しいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 法的根拠があるかどうか分からない。それでもここを許してくださいと

いう甘い考え方じゃないですか。

そして、公印で押されている部分を訂正せずに、この今現状生きている要請書というのは、これですよね、付託内容については、これしか生きてないわけです。これを訂正しようと思うと、議長決裁印をして、当然決裁を上げて、法的根拠を確認した上で、ここの3号がいいのか、1号と3号を追加すべきなのか、そういう根本的な問題が存在すると思うんですけれども、違いますか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） そうですね、議長から出されている文書でありますので、その訂正につきまして、まず議長に確認させていただいてから、改めて委員会のほうにお示しをさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） そうすると、議長の決裁を取ってないまま今出てきているということですか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今の今回の間違っていました、訂正をさせていただきますということに関しては議長の決裁はいただいておりません。

○委員長（森田 龍司君） 取ってもらうことにしましょう。

○委員（吉田 俊平君） 休憩してもらって、事務局に文句を言いたいので。今までの協議が何だったかってなってしまうんですよ。安易にこういう訂正できるような問題じゃないんです。僕らの審査を軽く見てるんですか。

○委員長（森田 龍司君） 暫時休憩。

午後1時44分休憩

---

午後2時5分再開

○委員長（森田 龍司君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど事務局のほうから臨時条例の第3第1項第3号に補正をさせていただきたいという提案をしましたが、吉田議員のほうから、それでは法的な捉え方とか、まず確認しないといけないんじゃないかと、そうしないとこれまでの審査の付託について、少しどういう取扱いになるかというのが法制に確認をしてほしいということもあります。

それから議長の決裁もいただいてないということなんで、法制にこれまでの審査内容について、付託内容について確認をしていただいて、その後、議長の決裁をいただいて、再度提案をしてもらって、次回10月の24日の9時から政倫審を再開していくという方向でしていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） 異議なしと認めます。

それでは、本日の政治倫理審査会はこれにて閉会をいたします。

御苦勞さまでございました。

改めて傍聴の皆さん、こちらの不手際がありまして、わざわざお忙しい中、傍聴に来ていただきましたのに、こういう結果に終わらしまして、本当に申し訳ないと思います。謝罪を申し上げます。申し訳ありませんでした。

午後2時7分閉会

---